

○伊勢広域環境組合清掃工場の設置及び管理に関する条例

平成13年4月1日

組合条例第6号

改正 平成19年2月26日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、伊勢広域環境組合清掃工場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊勢広域環境組合の区域内又は区域外において特に必要と認め収集された一般廃棄物である可燃ごみ、粗大ごみ、缶・金属類及び資源ごみの処理を行うため、伊勢広域環境組合清掃工場(以下「工場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 工場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊勢広域環境組合清掃工場
- (2) 位置 伊勢市西豊浜町653番地

(施設)

第4条 工場に次の各号に掲げる施設を置き、当該各号に定める業務を行う。

- (1) 可燃ごみ処理施設 可燃ごみの焼却処理
- (2) 粗大ごみ処理施設 粗大ごみ、缶・金属類の破砕処理
- (3) その他資源化処理施設 その他プラスチック等・びん再資源化処理
- (4) プラザ施設 ごみのリサイクルに関する意識の啓発

(使用の拒否)

第5条 管理者は、前条各号に列記する施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を拒否することができる。

- (1) 組合の業務を妨害し、又は施設の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設管理上支障があると認めるとき。

(販売行為等の禁止)

第6条 何人も施設の敷地内において、物品の販売及び署名の行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、管理者の許可及び承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用の制限)

第7条 管理者は、施設を使用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第5条各号のいずれか及び前条の規定に該当すると認めるとき。
- (2) 職員の指示に従わないとき。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に違反したとき。

(手数料)

第8条 一般廃棄物の処理に関する手数料については、別に定めるところによる。

(委託)

第9条 プラザ施設の運営等については、伊勢広域環境組合リサイクルプラザ運営委員会に委託するものとする。その運営管理並びに行事等に関しては、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。  
(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により建物、付属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害賠償させることが適当でないとするときは、この限りでない。  
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日組合条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。